

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
8月27日
(金曜日)

目次

告示
土地改良事業施行の同意(農村整備課).....
解除予定保安林(長門市)(森林整備課).....
公告
職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....
土地改良区役員の届出(農村整備課).....
公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施.....



山口県告示第三百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十二年八月二十七日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関成
山口市	西目谷地区	農道の舗装	同意年月日	平成二二、八、一八

山口県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十二年八月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所
長門市西深川字崩ノ河内二九二の五九
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
土地改良事業用地とするため



(二八) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)以下「法」という。第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十二年八月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

項	免 許 職 種	試験の方法
一	左官・タイル科	学科試験
二	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(左官・タイル科を除く。)	学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十二年十月二十八日(木曜日)

- (一) 指導方法 午前十時から午前十一時三十分まで
- (二) 関連学科 午後一時から
- 三 試験の場所
 - 山口市秋穂二島一〇六二番地
 - 山口県セミナーパーク
- 四 受験資格
 - 法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。
 - (一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、法第三十条第五項の規定による実技試験の全部の免除を受けることができない者
 - (三) 一の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者
- 五 受験申請書の受付期間
 - 平成二十二年九月十三日(月曜日)から同月二十七日(月曜日)まで(郵送の場合)は、九月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。()
- 六 受験申請書等の提出先
 - 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
 - 山口県商工労働部労働政策課
- 七 提出書類
 - (一) 受験申請書及び履歴書
 - (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)
 - (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
- 八 受験手数料
 - 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表は、平成二十二年十一月十一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

- 十 その他
 - (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
 - (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三―九三三―三三三四)にすること。
- (二八二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 - 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
 - 平成二十二年八月二十七日
- 一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
岩国市南河内土地改良区	理事	松本 文人	岩国市大山二二四の三
"	"	江木 敏之	行波二四四
"	"	笹川 五月	土生四三三
"	"	藤嶋 克明	伊房四二二の一
"	"	貴船 宏	大山三五一
"	"	山近 正直	竹安一九六の一
"	"	國廣 啓司	土生二五三
"	監事	森木 昇	竹安七〇
"	"	大原 敏夫	大山二〇六の二
- 二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
岩国市南河内土地改良区	理事	松本 文人	岩国市大山二二四の三
"	"	江木 敏之	行波二四四
"	"	笹川 五月	土生四三三

山口県公安委員会告示第四十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十二年八月二十七日

山口県公安委員会



“	“	“	“	“	“
藤嶋	貴船	山近	國廣	監事	大原
克明	宏	正直	啓司	森木	敏夫
伊房四二二の一	大山三五一	竹安一九六の一	土生二五三	昇	“
“	“	“	竹安七〇	“	大山二〇六の二

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十二年九月二十九日（水曜日）から同年十月五日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十二年十月五日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限り。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限り。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限り。）に合格した者
 オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限り。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
 三 受講申込書の受付期間
 平成二十二年九月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
 (二) (一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）
 二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の

ウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。